（証券コード　7944）
平成26年９月８日

株　主　各　位

静岡県浜松市北区細江町中川2036番地の１
ローランド株式会社
代表取締役社長　三　木　純　一

臨時株主総会及び普通株式の株主による種類株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）及び普通株式の株主による種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本臨時株主総会には、「全部取得条項に係る定款一部変更の件」を議案として上程いたしますが、本議案につきまして、会社法第111条第２項第１号に基づく決議をいただくため、本種類株主総会を併せて開催させていただくことになりました。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の臨時株主総会参考書類並びに種類株主総会参考書類をご検討くださいまして、本臨時株主総会及び本種類株主総会それぞれの各議案について、次頁のご案内に従って、平成26年９月24日（水曜日）午後５時15分までに書面（議決権行使書）又は電磁的方法（インターネット）により議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　　平成26年９月25日（木曜日）午前10時

２．場　　所　　静岡県浜松市中区旭町12番地の１
遠鉄百貨店新館　８階　えんてつホール
開催場所につきましては、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

３．目 的 事 項

【臨時株主総会】

決 議 事 項

第１号議案　種類株式発行に係る定款一部変更の件
第２号議案　全部取得条項に係る定款一部変更の件
第３号議案　全部取得条項付普通株式の取得の件

【普通株式の株主による種類株主総会】

決 議 事 項

議　　案　全部取得条項に係る定款一部変更の件

４．招集にあたっての決定事項

【議決権を複数回行使された場合の取扱い】

① 電磁的方法（インターネット）により議決権を複数回行使された場合には、最後に行われたものを有効な議決権の行使として取扱います。

② 電磁的方法（インターネット）と書面（議決権行使書）の両方で議決権を重複行使された場合には、電磁的方法（インターネット）による議決権の行使を有効な議決権の行使として取扱います。

５．議決権の行使についてのご案内

【書面（議決権行使書）により議決権を行使される場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**平成26年９月24日（水曜日）午後５時15分までに到着するようご返送ください。**

【電磁的方法（インターネット）により議決権を行使される場合】

後記の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」（14頁から15頁まで）をご高覧の上、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から当社の指定する議決権行使サイト（http://www.evote.jp）にアクセスしていただき、画面の案内に従って**平成26年９月24日（水曜日）午後５時15分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。**

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎臨時株主総会参考書類及び種類株主総会参考書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を当社ホームページ（http://www.roland.co.jp/）に掲載いたします。

◎本臨時株主総会及び本種類株主総会当日ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何とぞご理解くださいますようお願い申し上げます。

【臨時株主総会】
臨時株主総会参考書類

第１号議案　種類株式発行に係る定款一部変更の件

１．提案の理由

平成26年５月14日付の当社プレスリリース「MBOの実施及び応募推奨に関するお知らせ」（以下「平成26年５月14日付当社プレスリリース」といいます。）、平成26年６月24日付の当社プレスリリース「株式会社常若コーポレーションによる当社株式の公開買付期間延長等に関するお知らせ」及び同年７月15日付の当社プレスリリース「株式会社常若コーポレーションによる当社株式に対する公開買付けの結果並びに親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」等にてお知らせ申し上げておりますとおり、株式会社常若コーポレーション（以下「常若コーポレーション」といいます。）は、平成26年５月15日から平成26年７月14日まで当社の普通株式を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、その結果、平成26年７月22日の決済開始日をもって、当社普通株式18,405,485株（総株主の議決権の数に対する議決権所有割合：82.96％）を所有するに至りました。なお、「議決権所有割合」は、本臨時株主総会及び本種類株主総会の議決権行使に係る基準日である平成26年７月30日現在の総議決権個数221,868個を分母として計算しております。

平成26年５月14日付の常若コーポレーションのプレスリリース「ローランド株式会社（証券コード7944）の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」において公表されておりますとおり、常若コーポレーションによれば、当社代表取締役社長である三木純一氏（以下「三木氏」といいます。）及びTaiyo Pacific Partners L.P.は、当社のコア事業である電子楽器事業の市場における競争環境がますます厳しくなることに鑑みると、当社の長期的な成長のためには、ノンコア事業であるローランド　ディー．ジー．株式会社の売却を含む、経営資源の選択と集中を行い、外部経営資源も活用し、事業構造改革をさらに推進すること、グローバルレベルでの組織体制・ガバナンス・流通販売経路等を整理すること、具体的な新製品の投入を継続実施していくことが必要であり、速やかに取り組まなければならないと考えており、また、そのためには、さらなる戦略的投資及び機動的な経営判断が可能となる経営体制が必要不可欠であると考えているものの、当社が上場を維持したままかかる施策を実行した場合には、短期的には利益水準の低下やキャッシュ・フローの低下をもたらすリスクがあり、当社の一般株主の皆様に対して多大なる悪影響を与えてしまう可能性が高く、他方、かかるリスク

を最小限に抑えるために、かかる施策を縮小し、先延ばしにすることは当社の長期的な競争力・収益を弱めることにつながる可能性があるとも考えているとのことであり、当社が今後も株式の上場を維持することによるメリット、デメリット等を慎重に勘案した結果、当社が上記各施策を実施するにあたっては、マネジメント・バイアウト（MBO）の手法により当社を非公開化することこそが、当社の株主の皆様に対して発生する可能性がある上記悪影響を回避し、かつ中長期的な視点からの抜本的かつ機動的な経営戦略を迅速かつ果断に実践するために最も有効な手段であるという結論に至り、本公開買付けを含む常若コーポレーションが当社の発行済普通株式の全て（ただし、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得することにより、当社の普通株式を非公開化させ、当社の株主を常若コーポレーションのみとするための取引（以下「本取引」といいます。）の一環として本公開買付けの実施を決定したとのことです。

一方、当社といたしましても、平成26年５月14日付当社プレスリリースにてお知らせ申し上げておりますとおり、当社及び常若コーポレーションから独立した第三者算定機関である株式会社アミダスパートナーズから取得した株式価値算定書並びに当社及び常若コーポレーションから独立した法務アドバイザーである中村・角田・松本法律事務所から得た法的助言の内容を踏まえつつ、当社及び常若コーポレーションから独立した、外部の有識者を含む委員によって構成される第三者委員会による常若コーポレーションとの協議・交渉の結果並びに第三者委員会から提出を受けた平成26年５月13日付意見書の内容を最大限に尊重しながら、①本取引により当社の企業価値向上を図ることができるか、②本取引における公開買付価格その他の条件は妥当なものか等の観点から慎重に協議・検討を行いました。その結果、当社取締役会は、本取引について、当社の厳しい事業環境の現状と今後の見通しに係る常若コーポレーションの事実認識は共有できるものであり、当該事実認識を前提とすれば、中長期的に当社の企業価値を向上させていくためには事業構造改革等をより迅速かつ確実に推進していくことが必要不可欠であり、本取引後に行う予定の施策は当社の中長期的な企業価値向上に資すると同時に、一般株主の皆様に株価が不安定となるリスクをご負担いただくことは適切ではなく、本取引は一般株主の皆様を上記リスクから遮断するためにも必要であり、かつ、当社の株主の皆様に対して合理的なプレミアムを付した価格での株式売却の機会を提供するものであると判断しました。

そこで、当社は、平成26年５月14日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、株主の皆様に対して応募を推奨

する旨の決議をいたしました。

その後、上記のとおり、本公開買付けは平成26年７月14日に終了し、多数の株主の皆様の応募の結果、本公開買付けの公開買付者である常若コーポレーションは、同年７月22日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、当社普通株式18,405,485株を保有するに至っております。

当社といたしましては、以上のような経緯を経て本公開買付けが成立し、その後、常若コーポレーションからの要請を受けたことを踏まえ、本年８月７日開催の当社取締役会において、本臨時株主総会及び本種類株主総会において株主様のご承認をいただくことを条件として、常若コーポレーションの完全子会社となるために、以下の①から③までの手続（総称して、以下「本完全子会社化手続」といいます。）を実施することといたしました。

① 当社の定款の一部を変更して、従前の普通株式に加えて、下記「２．変更の内容」記載の定款変更案第６条の２に定める内容のＡ種種類株式（以下「Ａ種種類株式」といいます。）を発行する旨の定めを設け、当社において普通株式とは別の種類の当社の株式を発行できるものとすることにより、当社を会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）の規定する種類株式発行会社（会社法第２条第13号に定義するものをいいます。以下同じです。）といたします。

② 上記①による変更後の当社の定款の一部をさらに変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第１項第７号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定めを新設いたします（全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部（当社が保有する自己株式を除きます。以下同じです。）を取得する場合において、全部取得条項付普通株式１株と引換えに、Ａ種種類株式を4,700,000分の１株の割合をもって交付する旨の定めを設けるものといたします。

③ 会社法第171条第１項並びに上記①及び②による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、取得対価として、その保有する全部取得条項付普通株式１株と引換えにＡ種種類株式を4,700,000分の１株の割合をもって交付い

たします。

会社法第171条第１項並びに上記①及び②による変更後の当社の定款の定めに従って当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得した場合（すなわち、上記①から③を実施した場合）、常若コーポレーション以外の各株主様に対して取得対価として交付されるＡ種種類株式の数は、１株未満の端数となる予定です。

当社は、株主様に対するＡ種種類株式の交付の結果生じる１株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第234条第１項により、その合計数に１株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数のＡ種種類株式を、会社法第234条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付いたします。

なお、かかる売却手続に関し、当社では、会社法第234条第２項の規定に基づき、裁判所の許可を得てＡ種種類株式を常若コーポレーションに売却することを予定しております。この場合のＡ種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の株主様が保有する全部取得条項付普通株式の数に1,875円（本公開買付けにおける１株当たりの買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。））を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

本議案は、本完全子会社化手続のうち上記①を実施するものです。会社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから（会社法第171条第１項、第108条第１項第７号）、上記①は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、Ａ種種類株式を発行する旨の定めを新設するほか、所要の変更を行うものです。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりです。なお、本議案に係る定款変更は、本議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決された時点で、その効力が生じるものといたします。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、60,000,000株とする。	（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、60,000,000株とし、当会社の発行可能種類株式総数は、それぞれ普通株式は59,999,900株、第６条の２に定める内容の株式（以下「Ａ種種類株式」という。）は100株とする。
（新　設）	（Ａ種種類株式） 第６条の２　当会社は、残余財産を分配するときは、Ａ種種類株式を有する株主（以下「Ａ種株主」という。）またはＡ種種類株式の登録株式質権者（以下「Ａ種登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、Ａ種種類株式１株につき１円（以下「Ａ種残余財産分配額」という。）を支払う。Ａ種株主またはＡ種登録株式質権者に対してＡ種残余財産分配額が分配された後、普通株主または普通登録株式質権者に対して残余財産を分配する場合には、Ａ種株主またはＡ種登録株式質権者は、Ａ種種類株式１株あたり、普通株式１株あたりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（単元株式数） 第８条　当会社の単元株式数は、100株とする。	（単元株式数） 第８条　当会社の普通株式の単元株式数は、100株とし、Ａ種種類株式の単元株式数は、１株とする。
（新　　設）	（種類株主総会） 第17条の２　第14条、第15条および第17条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。 ２．第16条第１項の規定は、会社法第324条第１項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。 ３．第16条第２項の規定は、会社法第324条第２項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。

第２号議案　全部取得条項に係る定款一部変更の件

１．提案の理由

本議案は、第１号議案でご説明した本完全子会社化手続のうち②を実施するものであり、第１号議案による変更後の当社の定款の一部をさらに変更し、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付してこれを全部取得条項付普通株式とし、かつ、当該全部取得条項に従い当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式１株と引換えに、第１号議案における定款変更に基づき新たに発行することが可能となるＡ種種類株式を4,700,000分の１株の割合をもって交付する旨の定款の定めを設けるものです。

かかる定款の定めに従って当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得した場合には、上記のとおり、常若コーポレーション以外の各株主様に対して交付されるＡ種種類株式の数は、１株未満の端数となる予定です。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりです。なお、本議案に係る定款変更は、本臨時株主総会において第１号議案及び第３号議案に係る議案がいずれも原案どおり承認可決されること、並びに本種類株主総会において本議案と同内容の定款変更案に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件として、その効力が生じるものといたします。また、本議案に係る定款変更の効力発生日は、平成26年10月30日といたします。

（下線は変更部分を示します。）

第１号議案による変更後の定款	追　加　変　更　案
（新　　設）	（全部取得条項） 第６条の３　当会社は、当会社が発行する普通株式について、株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。 ２．当会社が前項の規定に従って普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引換えに、普通株式１株につきＡ種種類株式を4,700,000分の１株の割合をもって交付する。

第３号議案　全部取得条項付普通株式の取得の件

１．提案の理由（全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由）

第１号議案でご説明申し上げておりますとおり、当社としては、本取引について、当社の厳しい事業環境の現状と今後の見通しに係る常若コーポレーションの事実認識は共有できるものであり、当該事実認識を前提とすれば、中長期的に当社の企業価値を向上させていくためには事業構造改革等をより迅速かつ確実に推進していくことが必要不可欠であり、本取引後に行う予定の施策は当社の中長期的な企業価値向上に資すると同時に、一般株主の皆様に株価が不安定となるリスクをご負担いただくことは適切ではなく、本取引は一般株主の皆様を上記リスクから遮断するためにも必要であり、かつ、当社の株主の皆様に対して合理的なプレミアムを付した価格での株式売却の機会を提供するものであると判断したものであるところ、本公開買付けが実施されて成立し、その後、常若コーポレーションからの要請を受けたことを踏まえ、本臨時株主総会及び本種類株主総会において株主様のご承認をいただ

くことを条件として本完全子会社化手続を行うことといたしました。

本議案は、第１号議案でご説明した本完全子会社化手続のうち③を実施するものであり、会社法第171条第１項並びに第１号議案及び第２号議案による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、第１号議案による定款変更に基づき設けられるＡ種種類株式を交付するものです。

当該交付がなされるＡ種種類株式の数については、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式１株につき、Ａ種種類株式を4,700,000分の１株の割合をもって交付するものといたします。当該交付がなされるＡ種種類株式の数は、第１号議案でご説明申し上げておりますとおり、常若コーポレーション以外の各株主様に対して当社が交付するＡ種種類株式の数が１株未満の端数となるように設定されております。

かかる株主様に対する交付の結果生じるＡ種種類株式の１株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第234条第１項により、その合計数に１株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当するＡ種種類株式を、会社法第234条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付いたします。なお、かかる売却手続に関し、当社は、会社法第234条第２項の規定に基づき、裁判所の許可を得てＡ種種類株式を常若コーポレーションに売却することを予定しております。この場合のＡ種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の株主様が保有する全部取得条項付普通株式の数に1,875円（本公開買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

２．全部取得条項付普通株式の取得の内容

(1) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項

会社法第171条第１項並びに第１号議案及び第２号議案による変更後の当社の定款に基づき、取得日（下記(2)において定めます。）において、別途定める基準日（取得日の前日を基準日とすることを予定しておりま

す。）の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式１株の取得と引換えに、Ａ種種類株式を4,700,000分の１株の割合をもって交付するものといたします。

(2) 取得日

平成26年10月30日

(3) その他

本議案に係る全部取得条項付普通株式の取得は、本臨時株主総会において第１号議案及び第２号議案に係る議案がいずれも原案どおり承認可決されること、本種類株主総会において第２号議案と同内容の定款変更案に係る議案が原案どおり承認可決されること、並びに第２号議案に係る定款変更の効力が生じることを条件として、その効力が生じるものといたします。

なお、その他の必要事項については、取締役会にご一任願いたいと存じます。

以　上

【普通株式の株主による種類株主総会】
種類株主総会参考書類

議　　案　全部取得条項に係る定款一部変更の件

１．提案の理由

本臨時株主総会第１号議案でご説明申し上げておりますとおり、当社は、本取引について、当社の厳しい事業環境の現状と今後の見通しに係る常若コーポレーションの事実認識は共有できるものであり、当該事実認識を前提とすれば、中長期的に当社の企業価値を向上させていくためには事業構造改革等をより迅速かつ確実に推進していくことが必要不可欠であり、本取引後に行う予定の施策は当社の中長期的な企業価値向上に資すると同時に、一般株主の皆様に株価が不安定となるリスクをご負担いただくことは適切ではなく、本取引は一般株主の皆様を上記リスクから遮断するためにも必要でありかつ、当社の株主の皆様に対して合理的なプレミアムを付した価格での株式売却の機会を提供するものであると判断し、平成26年５月14日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、株主の皆様に対して応募を推奨する旨の決議をいたしました。

その後、本臨時株主総会第１号議案でご説明申し上げておりますとおり、本公開買付けが成立し、本完全子会社化手続を実施することといたしました。

本議案は、本臨時株主総会第１号議案でご説明申し上げました本完全子会社化手続のうち②を実施するものです。当社は、本臨時株主総会第１号議案が承認可決された場合には、種類株式発行会社となりますので、会社法第111条第２項第１号により、本完全子会社化手続のうち②を実施するために必要な定款変更を行うには、当社普通株式の株主による種類株主総会の決議が必要となります。そこで、本臨時株主総会と併せて、本種類株主総会を開催し、当社普通株式の株主様による決議をお願いするものであります。

本議案は、本臨時株主総会第１号議案による変更後の当社の定款の一部をさらに変更し、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付してこれを全部取得条項付普通株式とし、かつ、当該全部取得条項に従い当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式１株と引換えに、本臨時株主総会第１号議案における定款変更に基づき新たに発行することが可能となるＡ種種類株式を4,700,000分の１株の割合をもって交付する旨の定款の定めを設けるものです。

かかる定款の定めに従って当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得した場合には、本臨時株主総会第１号議案でご説明申し上げたとおり、常若コーポレーション以外の各株主様に対して交付されるＡ種種類株式の数は、１株未満の端数となる予定です。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりです。なお、本議案に係る定款変更は、本臨時株主総会において第１号議案及び第３号議案に係る議案がいずれも原案どおり承認可決されることを条件として、その効力が生じるものといたします。また、本議案に係る定款変更の効力発生日は、平成26年10月30日といたします。

（下線は変更部分を示します。）

本臨時株主総会第１号議案による変更後の定款	追加変更案
（新設）	（全部取得条項） 第６条の３　当会社は、当会社が発行する普通株式について、株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。 ２．当会社が前項の規定に従って普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引換えに、普通株式１株につきＡ種種類株式を4,700,000分の１株の割合をもって交付する。

以　上

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承の上、画面の案内に従って行使していただきますようお願い申し上げます。

記

１．議決権行使サイトについて

（１）インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話（ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）から、当社の指定する議決権行使サイト（http://www.evote.jp）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（但し、毎日午前２時から午前５時までは取扱いを休止します。）

※「ｉモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標又は登録商標です。

（２）パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

（３）携帯電話による議決権行使は、ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

（４）インターネットによる議決権行使は、平成26年９月24日（水曜日）の午後５時15分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

２．インターネットによる議決権行使方法について

（１）議決権行使サイト（http://www.evote.jp）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「ＱＲコード」から議決権行使サイトへのアクセス方法

バーコード読取機能を備えた携帯電話等で、左の「ＱＲコード」を読み取り、議決権行使サイトへアクセスしてください。なお、操作方法につきましては、お手持ちの携帯電話等の取扱説明書をご確認ください。

※ＱＲコードは、(株)デンソーウェーブの登録商標です。

（２）株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

３．複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

（１）郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

（２）インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

４．議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

５．システム等に関するお問い合わせ先（通話料無料）

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）

電話　0120-173-027（受付時間　9:00～21:00）

以　上

株主総会会場ご案内図

会　場　静岡県浜松市中区旭町12番地の１
遠鉄百貨店新館　８階　えんてつホール
電話（053）454－6501

交　通　JR浜松駅北口下車　徒歩１分

○　駐車場のご用意はいたしておりませんので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。